

垂水市での新婚生活を
応援します！

結婚新生活 支援補助金

補助金

60万円

※29歳以下・所得500万円未満の若年新婚世帯
※住居費・リフォーム費用及び引っ越し費用の合計額(ただし、1世帯当たり60万円を上限とする。)

補助金

30万円

※39歳以下・所得500万円未満の若年新婚世帯
※住居費・リフォーム費用及び引っ越し費用の合計額(ただし、1世帯当たり30万円を上限とする。)

補助金

15万円

※50歳以下の新婚世帯
※新生活準備にかかる費用の合計額
(ただし、1世帯当たり15万円を上限とする。)

補助金チェックシート

補助対象者に該当するか、まずはチェックシートでご確認ください。

1 令和5年3月1日から令和6年3月31日までに婚姻届を出しましたか。

Yes ↓

→ No

2 婚姻を機に垂水市内へ新居を構えた。または、賃貸住宅等(アパート・定住促進住宅含む)へ入居した。
※市内住替も可

Yes ↓

→ No

3 以下の3点について、該当項目がありますか。
①他の公的制度による家賃補助を受けたことがない。
②家賃及び市税の滞納がない。
③過去に本助成の交付を受けたことがない。

Yes ↓

No ↑

4 夫婦の合計所得は500万円未満ですか。

Yes ↓

Yes ↓

No ↓

夫婦ともに29歳以下ですか。

Yes ↓

No ↘

該当
補助金60万円

夫婦ともに39歳以下ですか。

Yes ↓

No ↘

該当
補助金30万円

夫婦ともに50歳以下ですか。

Yes ↓

該当
補助金15万円

I♥Tarumizu

新婚生活を応援します！

垂水市結婚新生活 支援事業



1 助成要件

〈対象者：共通〉

次の①～⑤の全ての要件を満たす者

- ①令和5年3月1日から令和6年3月31日まで
に婚姻届を提出し、本市に住民登録した者
- ②世帯員全員が公的制度による家賃補助を受けて
いない者
- ③家賃及び市税を滞納していない者
- ④夫婦共に暴力団員でない者
- ⑤過去に本助成金の交付を受けていない者

〈対象者：助成金60万円〉

次の①～②の全ての要件を満たす者

- ①婚姻届提出日において、夫婦ともに29歳以下の者
- ②世帯所得が500万円未満の世帯

〈対象者：助成金30万円〉

次の①～②の全ての要件を満たす者

- ①婚姻届提出日において、夫婦ともに39歳以下の者
- ②世帯所得が500万円未満の世帯

〈対象者：助成金15万円〉

婚姻届提出日において、夫婦ともに50歳以下の者

2 助成額 ※重複申請不可

- ・上限60万円（29歳以下の新婚世帯）
- ・上限30万円（39歳以下の新婚世帯）
- ・上限15万円（50歳以下の新婚世帯）

3 助成対象 ※令和5年4月1日以降の経費

〈助成金60・30万円〉

- ①結婚に伴う新規の住宅取得費
- ②結婚に伴う賃貸経費
- ③リフォームに伴う費用
- ④結婚に伴う引越し費用

〈助成金15万円〉

- ①新生活準備にかかる経費（単価1万円以上の家具・家電等）

※個人間の売買により購入したものは対象外

4 申請の流れ

1 交付の申請／申請者

令和5年3月1日から令和6年3月31日の補助対象期間内に婚姻届を提出し、次の書類を提出

- ①結婚新生活支援事業交付申請書（第1号様式）
- ②戸籍謄本
- ③世帯全員の住民票
- ④世帯全員の所得がわかる書類（所得証明書等）
- ⑤貸与型奨学金の返還額が分かる書類
- ⑥住宅の購入に要した費用が分かる書類
- ⑦賃貸住宅の賃貸借に要した費用が分かる書類（領収書等）
- ⑧住宅手当等支給証明書（第2号様式）
- ⑨リフォームに要した費用の内訳及び支払いが確認できる書類
- ⑩リフォーム前後の現場状況写真
- ⑪引越しに要した費用が分かる書類（領収書等）
- ⑫世帯員全員に市税の滞納がないことを証する書類
- ⑬振り込みを希望する通帳の写し

※ ⑤～⑪は該当する場合のみ提出

2 交付決定または不交付決定／垂水市

受付後、交付申請の書類審査を行います。交付を決定した場合は、垂水市結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書（第3号様式）を市役所から申請者あてに送付します。

※ 審査の結果、補助金を交付しないことを決定した時は、その理由を付して、結婚新生活支援事業補助金不交付決定通知書（第4号様式）を通知します。

3 補助金の請求／申請者

結婚新生活支援事業補助金交付請求書（第7号様式）を提出してください。

4 補助金の交付／垂水市

請求により、補助金を支払います。